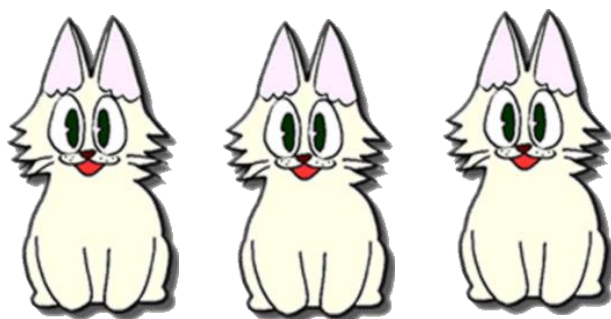


運営の手引き

■ 共通事項



平塚市福祉部介護保険課

～目 次～

1	令和6年度介護報酬改定の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	介護人材確保の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	事業者指導について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	地域密着型サービス基準に係る各種届出について・・・・・・・・	5
5	事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6	苦情処理について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
7	身体的拘束の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	11
8	高齢者虐待の未然防止と早期発見のために・・・・・・・・	13
9	運営状況点検書及び人員関係報告書について・・・・・・・・	15
10	介護職員処遇改善加算について・・・・・・・・・・・・・・・・	16
11	本市のケアマネジメント基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	17



1 令和6年度介護報酬改定の概要

1 令和6年度報酬改定における主な改正点

令和6年度の介護報酬改定は人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた対応」「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」「制度の安定性・持続可能性の確保」を基本的な視点として、主に以下の4つの主要項目について見直しが行われました。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

●感染症や災害への対応力向上（業務継続計画未策定減算）

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画（BCP）未策定事業所に対する減算が導入されました。

- ・施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ・その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

●高齢者虐待防止の推進（高齢者虐待防止措置未実施減算）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合、基本報酬を減算します。

- ・所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

●LIFEを活用した質の高い介護（科学的介護推進体制加算の見直し）

質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、見直しが行われました。

- ・データ提出頻度について、少なくとも「3月に1回」に見直し
- ・入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化
- ・同一利用者に複数の加算を算定する場合、一定条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

●介護職員の処遇改善（令和6年6月施行）

令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げが行われます。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化されました。

※経過措置として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができます。

※詳細は「10 介護職員処遇改善加算について」参照。

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保

介護報酬改定率 1.59%

※今回の報酬改定においては、地域単価の級地区分等の変更はありません。

2 介護人材確保の概要

●ピカイチ☆フィルム

市内介護事業所で実際に働く職員を30秒動画で紹介。仕事だけでなくプライベートでも活躍する職員を通じて介護業界の魅力を発信中。

●カイゴしごとガイド

実際に働く職員の声など求人広告には載っていない情報を掲載。市内の公民館、ハローワーク平塚など市内各所で配布しています。

●わかつてカイ

介護業界の若手職員を対象に事業所を超えた交流の場を提供。職員同士の交流を深め、介護業界の定着支援に繋がります。

●介護事業所就職説明会（事業所見学予約会）の開催

介護業界で働きたい人と介護事業者のマッチングの取組みとして、介護事業所説明会を開催します。希望者は後日実際に事業所を見学できます。

●入門的研修

介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識の研修を開催し介護分野への参入を促進します。

●介護体験授業を開催

若い世代へのすそ野拡大の取組みとして、市内介護サービス事業所と連携のもと、介護職の魅力紹介や実演を行う介護体験授業を開催しています。

●平塚市介護職員初任者研修受講促進事業補助金

介護職員初任者研修を修了後、市内の介護事業所に6か月以上就労した方に、研修受講料の一部（最大3万5千円）を補助します。



詳しくは市WEBをご覧ください

3 事業者指導について

1 事業者指導について

(1) 令和6年度事業者指導について

適切な運営により、より良いサービスの提供ができる介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において、介護保険制度に関する周知・理解、サービスの質の確保と向上、不適正な請求の防止を目的として行います。

(2) 指導の実施方法

①集団指導講習会

介護給付等対象サービスの取り扱い、介護報酬請求の内容、制度内容等について、講習会形式で行います。

②運営指導

サービスの質の確保と向上、要介護者等の尊厳の保持、高齢者虐待防止法の趣旨及び適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業者等の所在地において関係書類を基に、指導を行います。

(3) 監査

不適切な運営や介護報酬の不適正な支払いの早期停止を目的として、様々な情報により、人員、設備及び運営基準等の指定基準違反が認められる場合、又はその疑いが認められる以下の場合等に実施します。

①著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

②報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合

また、上記(2)②の運営指導中に著しい運営基準違反等に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行う場合があります。

4 地域密着型サービス基準に係る各種届出について

1 地域密着型サービス基準に係る各種届出について

(1) 管理者誓約書の提出について

過去に国内で発生した介護サービスへの信頼を著しく損ねる一連の不正行為を踏まえ、神奈川県においては、平成19年10月1日以降に介護サービス事業者等として指定するもの及び同日以降に事業所の管理者の変更を行おうとするものについて、法令遵守の徹底のため、新規申請時及び管理者変更時に管理者誓約書の提出を義務付けています。

(2) 体制に係る変更の届出について

体制に係る変更事項が生じた際には、届出の必要があるか否かを下記のHPから確認し、届出が必要な場合には平塚市に提出してください。また、変更（主に利用定員や営業時間等）の際には、基準省令等をよく御確認ください。なお、届出に必要な書類は市のホームページで確認できます。

<平塚市WEB掲載場所>

トップページ → 健康・福祉 → 国民年金・保険制度 → 介護保険 → 介護保険事業者向け情報 → 地域密着型事業者向け情報 → 地域密着型サービス事業者の変更の届出

【URL】 https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/page-c_02719.html

(3) 加算の届出について

新規に加算を届出る、または加算を取り下げる場合の届出については、サービス種別ごとに届出の締切日(※)があるため遵守をお願いします。また、届出は必要な添付書類、要件を整えた状態をもって行うため、必ず事前に必要な条件の確認をお願いします。また、加算の届出にとどまらず、届出事項の変更等につきましても、同様に締切日の遵守をお願いします。

なお、届出に必要な書類は市WEBで確認できます。

※平成18年3月31日 老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号 第1 1届出の受理(5)届出に係る加算等の算定の開始時期を参照。

<平塚市WEB掲載場所>

トップページ → 健康・福祉 → 国民年金・保険制度 → 介護保険 → 介護保険事業者向け情報 → 地域密着型事業者向け情報 → 地域密着型サービス事業者の加算の届出

【URL】 https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/page-c_02744.html

《体制の変更・加算の変更の提出先》
サービス種別ごとに提出が必要です。

サービス種別	提出先
地域密着型サービス	平塚市介護保険課
総合事業	平塚市地域包括ケア推進課

※地域密着型サービスで平塚市以外の保険者の利用者を受け入れている場合は該当の保険者にも提出して下さい。

（４）地域密着型サービス指定基準に規定する研修について

指定地域密着型サービスに係る各職種に就任するにあたり、一部のものについては厚生労働大臣の定める研修を修了することが求められます。これらの研修を修了せずに職務に就くことは人員基準違反となるため、職員の変更等が生じる場合は必ず事前に確認をお願いします。

※職員の体調不良等による突発的な人事異動により、上記研修を未受講のまま職務に就く必要がある場合は、事前に市へ御相談ください。

《地域密着型サービス指定・配置基準に規定される研修》

事業所	代表者	管理者	計画作成担当者
認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 サービス事業 開設者研修 ※みなし規定あり	認知症介護実践者研修 又は 旧基礎課程 ＋ 認知症対応型サービス事業 管理者研修	認知症介護実践者研修 又は 旧基礎課程
認知症対応型 通所介護	なし	認知症介護実践者研修 又は 旧基礎課程 ＋ 認知症対応型サービス事業 管理者研修	なし
（看護）小規模 多機能型 居宅介護	認知症対応型 サービス事業 開設者研修 ※みなし規定あり	認知症介護実践者研修 又は 旧基礎課程 ＋ 認知症対応型サービス事業 管理者研修	認知症介護実践者研修 又は 旧基礎課程 ＋ 小規模多機能型サービス 等計画作成担当者研修

※みなし規定とは、実践者研修又は実践リーダー研修、認知症高齢者グループホーム管理者研修、12年局長通知による基礎課程又は専門課程、認知症介護指導者研修、認知症グループホーム開設予定者研修（平成13年5月25日老発第213号）を指します。

（５）電子メールによる情報伝達について

現在、平塚市からの地域密着型サービス事業所に対するお知らせは、原則電子メールで行っています。新規指定事業所及び以前に登録した電子メールアドレスに変更が生じた場合は、早急に登録及び登録変更を行ってください。

<登録及び変更方法>

以下のアドレスに事業所名と以下のタイトルを標題にメールを送信してください。特に文章を入力する必要はありません。

- ・メールタイトル

【地域密着型事業者Eメールアドレス変更願い】

- ・介護保険課代表アドレス

kaigo@city.hiratsuka.kanagawa.jp

（６）個人情報の取扱いについて

利用者等の個人情報の保護に関しては、日頃より適切に取り扱っていただいているところですが、その取り扱いに関しては、「個人情報の保護に関する法律」施行後、厚生労働省より医療・介護関係事業者向けに発出された「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日発行、最終改定平成22年9月17日）により示されています。この中で、対象となる個人情報の範囲、事業者が行う措置の透明性の確保と対外的明確化等詳細に示されていますので再度の確認をお願いします。本ガイドラインは厚生労働省のWEBページにて確認できます。Q&Aについても掲載されておりますので確認をお願いします。

<厚生労働省該当ページ>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

5 事故報告について

利用者に対する介護保険サービスの提供により事故が発生した場合、平塚市、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければなりません。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。

事業所独自の判断で、「事故」ではなく「ヒヤリ・ハット」で済ませているケースが見受けられます。提出先である平塚市に報告の要否を確認し、適切に事故報告書を提出してください。

1 市町村への事故報告

(1) 報告の方法について

- ・介護保険サービス事業者は、事故発生時には、市町村へ報告することが義務付けられています。事故発生後、速やかに第1報として電話やFAX（個人情報伏せる）で事業所所在地の保険者及び当該利用者の保険者へ連絡することが求められます。また、状況がある程度確定した時点で、書面での報告をお願いします。本人及び親族との調整が済んでいない場合においても、発生から概ね2週間を経過した時点で、一旦書面での報告をお願いします。提出後、確定した内容については、適宜追加の報告をお願いします。追加報告の場合は任意の様式で結構です。事故報告書の様式は、以下の掲載場所よりダウンロードして利用してください。

<平塚市WEB掲載場所>

トップページ → 健康・福祉 → 国民年金・保険制度 → 介護保険 → 介護保険事業者向け情報 → 介護保険事業者における事故発生時の報告 → 介護保険事業者における事故発生時の報告
【URL】 https://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/nenkin/page22_00008.html

(2) 報告する事故の範囲

- ア サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生
 - ・「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。
 - ・在宅の通所・入所サービス、施設サービスでは、利用者が施設内にいる間は、「サービスの提供中」とする。
 - ・ケガの場合については、原則、医療機関での受診を要したものについて報告が必要となる。
 - ・死亡事故の場合、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告が必要。
 - ・利用者の過失による事故の場合においても報告を要する。
- イ 食中毒及び感染症、結核の発生
 - ・サービス提供に関連して発生したと認められる場合には報告が必要となる。
- ウ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
 - ・利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）

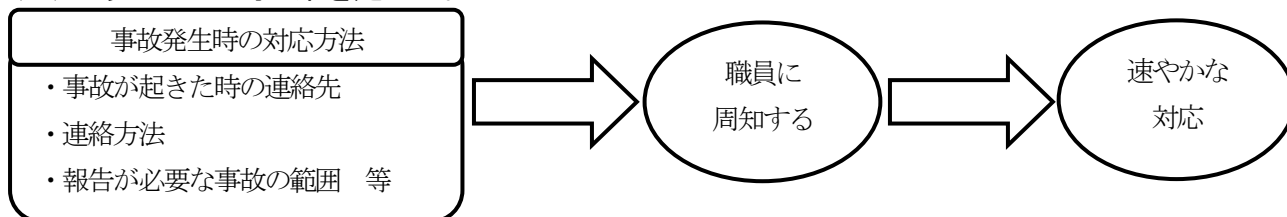
(3) 報告先

- ・被保険者の属する保険者（市町村）
- ・事業所・施設が所在する保険者（市町村）

なお、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所にあつては、上記に加え、神奈川県有料老人ホーム運営指導指針による事故報告書を神奈川県福祉部高齢福祉課保健・居住施設グループへ報告を行う。

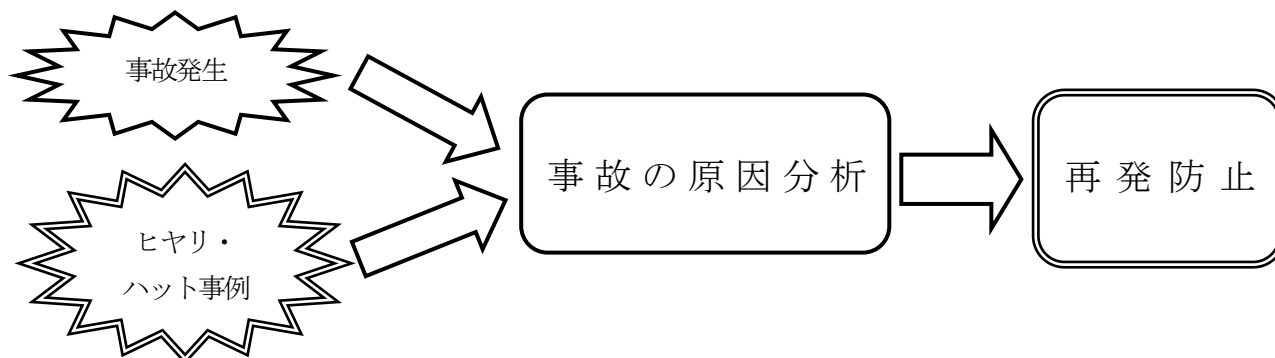
2 事故発生時の対応について

(1) あらかじめ対応策を定めておくこと



※ 事故発生時の対応方法をあらかじめ職員に周知し、速やかな対応が重要です。

(2) 再発防止の対策



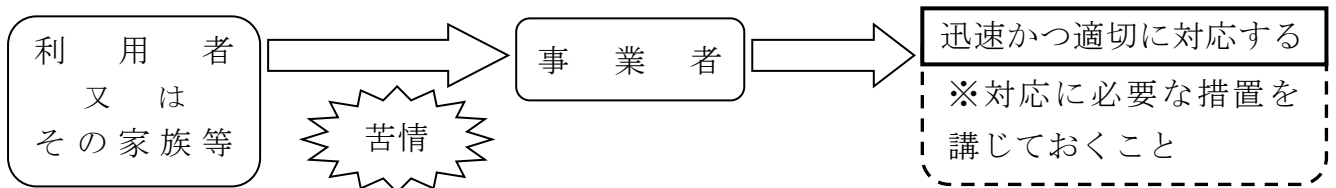
※ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）には、その原因を分析し、再発生を防ぐための対策を講じなければなりません。また、その分析結果・再発生防止策については、従業者への周知を徹底してください。

※ 事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管すると分かりにくくなるため、一元的に情報管理してください。

6 苦情処理について

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければなりません。

1 苦情対応するための必要な措置



(1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け取るための窓口を設置すること
 - ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。
 - ③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載することと事業所に掲示すること
- ※ 苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、平塚市及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

(2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。運営指導で苦情が数年に渡って全くないという事業所が見受けられます。利用者等からの相談や要望をどこまで苦情ととらえ、記録に残すべきなのか今一度事業所内で確認してください。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であることの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

(3) 平塚市及び国保連に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して平塚市又は国保連が行う調査に協力するとともに、平塚市及び国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善措置を行い、その内容を平塚市又は国保連に報告しなければなりません。

2 平塚市及び国保連の苦情相談窓口

- ◎平塚市 福祉部介護保険課 0463-21-8790（直通）
◎国保連 介護保険課介護苦情相談係 045-329-3447（苦情専用）

7 身体的拘束の廃止について

1 身体的拘束について

(1) 身体的拘束の禁止について

本人の行動制限を目的とした対応であれば、身体的拘束に該当します。

当該入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行ってはなりません。

●緊急やむを得ない場合とは●

以下の3つの要件をすべて満たしていることを施設内の「身体拘束廃止委員会」等で組織として、事前に定めた手続きに従い、施設全体として判断していること

- ① 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体的拘束その他行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体的拘束その他行動制限が一時的なものであること。

(2) 身体的拘束の弊害について

- ① 身体的弊害：関節の拘縮、筋力の低下、食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下など
- ② 精神的弊害：人間の尊厳の侵害、認知症の進行、家族の罪悪感など
本人だけでなく家族にも精神的弊害をもたらします。
- ③ 社会的弊害：介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすだけではなく高齢者のさらなる医療的処置を生じさせるなど

(3) 身体的拘束がもたらす悪循環について

認知症があり体力も衰えている高齢者を拘束すればますます認知症が進み、体力が衰えていきます。その結果、転倒など二次的・三次的障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とするといった「悪循環」をもたらします。場合によっては高齢者の「死期」を早める結果につながりかねません。

※身体的拘束の廃止は、この「悪循環」を高齢者自立促進のための「よい循環」に変えることを意味します。

2 身体的拘束を行う場合の注意

緊急やむを得ない場合に該当する場合でも、次のことに留意する必要があります。

- ① 手続きや説明者を事前に運営規程等に明文化し、利用者や家族に対して身体的拘束の内容、目的、理由、拘束時間・期間等を詳細に説明し、十分な理解を得ること。また、身体的拘束を行う時点でも、必ず個別に説明すること。
- ② 緊急やむを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除すること。

※身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

3 身体的拘束のないケアの実現に向けて

身体的拘束のないケアを行うには、拘束を行わざるを得ない原因を特定し、その原因を除去するためケアを見直すことが必要です。

① 身体的拘束を誘発する原因を探り、除去すること

身体的拘束をやむを得ず行うような状況が発生する場合、必ずその人なりの理由や原因があり、ケアする側の関わりや環境に問題があることも少なくありません。そうした理由や原因を徹底的に探り、除去するケアが求められます。

② 5つの基本ケアを徹底すること

起きる、食べる、排泄する、清潔にする、活動する、という5つの基本事項について、利用者一人ひとりの状況に合わせた適切なケアを十分に行い、徹底することが求められます。

③ 身体的拘束の廃止を契機に、よりよいケアを実現すること

身体的拘束の廃止を最終ゴールとはせず、身体的拘束を廃止する過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に向けて取り組むことが求められています。

4 身体拘束廃止未実施減算 **NEW**

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算する必要があります。※1年間経過措置有

- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
- ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
- ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

8 高齢者虐待の未然防止と早期発見のために

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者(※1)に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法）」の第5条において、「養介護施設従事者等(※2)の方々は、高齢者(※3)虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。

※1 養護者：高齢者を現に介護する人であって養介護施設従事者等以外の人

※2 養介護施設従事者等：「養介護施設」または「養介護事業者」の業務に従事する人

※3 高齢者：高齢者虐待防止法では65歳以上

1 養護者による高齢者虐待の早期発見

(1) 養護者による高齢者虐待の早期発見

①観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所の職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面での変化、養護者・家族等の様子の変化など専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

②協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。

虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催する等して、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

③養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係ある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。(第5条)

また、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は速やかに市町村に通報しなければならない。(第7条第1項)
または虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならないとされています。(第7条第2項) この場合、守秘義務違反にはなりません。
(第7条第3項)

(2) やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため老人福祉法第11条等の措置を市町村は行います。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

(1) 組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因は多岐にわたりますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

※「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について 平成22年9月30日老推発第0930第1号」では下記の行為も高

高齢者虐待に該当するとされています。

- ・入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- ・裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

(2) 通報等による不利益取り扱いの禁止

①通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

②守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません。

(第 21 条第 6 項)

③公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報は、通報をしたことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています。(第 21 条第 7 項)

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対して保護が規定されています。

3 高齢者虐待の相談・通報窓口

◎平塚市福祉部高齢福祉課 0463-21-9621 (直通)

◎神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課 045-210-1111

4 高齢者虐待防止措置未実施減算 **NEW**

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算する必要があります。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- ・虐待の防止のための指針を整備すること
- ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

9 業務継続計画（BCP）の策定について

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症及び災害の業務継続計画策定が必要です。

1 業務継続計画未実施減算 **NEW**

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する必要があります。

- ⇒ 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
- ⇒ その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

10 運営状況点検書及び人員関係報告書について

1 人員関係報告書について

（1）令和6年度人員関係報告書の取り扱いについて

事業者自らが行う自己点検の一助となるよう「人員関係報告書」を本市介護保険課WEBへ掲載いたします。

ダウンロード後、12月1日現在（今年度の基準日とします）で自己点検を行い、点検結果を事業所（施設）に備えておいてください。

また、令和7年1月17日までに本市介護保険課まで電子申請システムで提出してください。

（2）人員関係報告書の提出期限・提出先

【提出期限】 令和7年1月17日（金）

【提出先】 〒254-8686

平塚市浅間町9番1号

平塚市福祉部介護保険課介護給付担当

10 介護職員処遇改善加算について

1 令和6年度の主な改正点

●「処遇改善加算」の制度が一本化

令和6年度介護報酬改定において、①事業者の賃金改善や申請に係る事務負担を軽減する観点、②利用者にとって分かりやすい制度とし、利用者負担の理解を得やすくする観点、③事業所全体として、柔軟な事業運営を可能とする観点から、処遇改善に係る加算の一本化が行われました。

※ほか詳細については、令和6年3月15日老発0315第2号（介護保険最新情報 vol.1215）を参照ください。

《サービス別加算率》

サービス	介護職員等処遇改善加算																	
	I	II	III	IV	V (1)	V (2)	V (3)	V (4)	V (5)	V (6)	V (7)	V (8)	V (9)	V (10)	V (11)	V (12)	V (13)	V (14)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
夜間対応型訪問介護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%	22.1%	20.8%	20.0%	18.7%	18.4%	16.3%	16.3%	15.8%	14.2%	13.9%	12.1%	11.8%	10.0%	7.6%
地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%	8.1%	7.6%	7.9%	7.4%	6.5%	6.3%	5.6%	6.9%	5.4%	4.5%	5.3%	4.3%	4.4%	3.3%
(介護予防)認知症対応型通所介護	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%	15.8%	15.3%	15.1%	14.6%	13.0%	12.3%	11.9%	12.7%	11.2%	9.6%	9.9%	8.9%	8.8%	6.5%
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%	16.3%	15.6%	15.5%	14.8%	13.3%	12.5%	12.0%	13.2%	11.2%	9.7%	10.2%	8.9%	8.9%	6.6%
地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%	11.3%	10.6%	10.7%	10.0%	9.1%	8.5%	7.9%	9.5%	7.3%	6.4%	7.3%	5.8%	6.1%	4.6%
地域密着型介護老人福祉施設	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%	12.4%	11.7%	12.0%	11.3%	10.1%	9.7%	9.0%	9.7%	8.6%	7.4%	7.4%	7.0%	6.3%	4.7%
看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%	13.2%	12.1%	12.9%	11.8%	10.4%	10.1%	8.8%	11.7%	8.5%	7.1%	8.9%	6.8%	7.3%	5.6%

（注）介護職員処遇改善加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。

2 届出について

介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、他の加算と異なり、年度ごとに事前の届出が必要です。届出の提出時期等詳細につきましては、登録しているメールアドレスへ連絡致します。

3 実績報告について

当該加算を算定している地域密着型サービス事業者は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに、市に加算の総額、賃金改善の実施期間、方法、総額等を記載した介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があります。報告書の提出時期等詳細につきましては、登録しているメールアドレスへ連絡致します。

《提出先》

サービス種別ごとに提出が必要です。

サービス種別	提出先
地域密着型サービス	平塚市介護保険課
総合事業	平塚市地域包括ケア推進課

※地域密着型サービスで平塚市以外の保険者の利用者を受け入れている場合は該当の保険者にも提出して下さい。